地域の会第152回定例会 資料

平成28年2月3日原子力規制委員会原子力規制

資料1:前回定例会(1月13日)以降の原子力規制庁の動き

資料2:放射線モニタリング情報

資料3:委員ご質問への回答

前回定例会(1月13日)以降の原子力規制庁の動き

平成28年2月3日柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 1月13日 第49回定例会
 - · 平成28年度原子力規制委員会重点施策
- 1月20日 第50回定例会
 - ・使用済燃料の再処理等に係る 制度の見直しについて
- 1月27日 第51回定例会
 - ・平成27 年度原子力総合防災訓練の成果概要(中間報告)について
- 1月29日 第52回臨時会議
 - 特定重大事故等対処施設に関する審査の状況について

【柏崎刈羽原子力発電所 6、7号炉 審査状況】

- 1月14日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (柏崎刈羽6,7号機(292)(293)(294))
- 1月15日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換 (柏崎刈羽6、7号機(42))
 - 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (柏崎刈羽6,7号機(295)(296))
- 1月18日 ・地震等に係る新基準適合性審査 に関する事業者ヒアリング(68)
- 1月19日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換 (柏崎刈羽6、7号機(43))
 - 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (柏崎刈羽6,7号機(297))
- 1月20日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換 (柏崎刈羽6、7号機(44)(45))
- 1月22日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換 (柏崎刈羽6、7号機(46)(47))
 - 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング (柏崎刈羽6,7号機(298))
- 1月25日 ・地震等に係る新基準適合性審査 に関する事業者ヒアリング(68)
- 1月29日 ・第324回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 (柏崎刈羽6、7号機 F5断層に関する調査結果 他)

【被規制者等との面談】

- 1月15日 ・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所における防災訓練に係る意見 交換について
- 1月22日 ・柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る対応に ついて
- 1月25日 ・柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る対応に ついて
 - ・ハフニウムフラットチューブ型制御棒の追加点検に関する東京電力等 との面談について
- 1月27日 ・柏崎刈羽原子力発電所第7号機出力領域モニタ検出器集合体の溶接事業者検査に係る説明について

【規制法令及び通達により提出された文書】

- 1月14日 ・原子力規制委員会は、平成28年1月13日に東京電力株式会社から柏 崎刈羽原子力発電所第1号機の工事計画の届出を受理しましたので 公表します。(固体廃棄物処理設備(廃スラッジ系)の改造)
- 1月25日 ・原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の13第3項の規定に基づき東京電力株式会社から平成27年8月3日、平成27年9月4日、平成27年9月17日、平成27年9月28日及び平成28年10月15日付けで申請された柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査について、同条第4項の規定に基づき審査を行い、同条第5項の規定に基づき溶接安全管理審査の評定を行い、同条第6項の規定に基づき溶接安全管理審査の結果及び評定結果を通知しました。
- 1月29日 ・原子力規制委員会は、平成27年11月4日及び平成28年1月6日、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)に対し、調査等を行い、報告するよう指示しました。原子力規制委員会は、本日(1月29日)、東京電力より当該指示に対する報告を受領しましたのでお知らせします。原子力規制委員会は、引き続き東京電力が実施する調査等の状況について、確認を行っていきます。
- 2月 1日 ・原子力規制委員会は、平成28年2月1日に東京電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の13第3項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました。
 - ・原子力規制委員会は、平成28年2月1日に東京電力株式会社から実用

発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条第3項の規定に基づく柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました。

申請の変更事由:工程調整に伴う変更

・原子力規制委員会は、原子炉設置者から原子炉の運転計画(平成28年度~平成30年度)を受理しましたので、お知らせします。

以上

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、原子力規制委員会のホームページ http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/ に掲載されています。大部となっておりますので、ホームページにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主な情報については下記のとおりです。

① 東京電力(株)福島第一原子力発電所の20Km以遠のモニタリング結果 [平成28年1月29日版]

 $http://radioactivity.\,nsr.\,go.\,jp/en/contents/11000/10750/24/207_20160129.\,pdf$

② 東京電力(株)福島第一原子力発電所の20Km以遠の積算線量結果 [平成28年2月1日版]

 $\label{lem:http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10755/24/216_20160201.pdf$

- ③ 東京電力(株)福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率測定結果 (平成28年1月26~27日測定)[平成28年2月1日版] http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10754/24/206_20160201.pdf
- ④ 東京電力(株)福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング(海水)の結果(試料採取日:平成28年1月25、28、29日)[平成28年2月1日版] http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10758/24/278_20160201.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量(平成 28 年 1 月 31 日測定分)[平成 28 年 2 月 1 日版]

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/11000/10753/24/192_20160131_2 0160201.pdf

「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」 第152回 定例会(情報共有会議)

【高桑委員】質問事項

工事計画認可申請書の確認検査 についてお聞きします。

① 1月の定例会で、ケーブルの敷設が申請書通りになっているかの検査について「抜き取りではなく全て検査する」と回答いただきましたが、1月6日の規制委員会議事録では"柏崎刈羽原発の不適切なケーブルの敷設"に関する議題1の中で、櫻田原子力規制部長が、使用前検査の確認の仕方について「・・・ケーブルの状況について、検査官の目で、全てを確認するというやり方の検査ではない・・・事業者自身が自ら確認するというシステムになっています。・・・実際に確認したという記録が残っておりますので、この記録と現物との突き合わせを抜き取りによって確認する、こういうやり方で検査を行っていますので・・・」と言っています。

柏崎刈羽原発の場合は、今回特別ということで、全て検査するということな のでしょうか。

① 回答

新規制基準においては、火災防護の方針が工事計画認可申請書の中に記述されており、使用前検査で確認することとしています。ただし、具体的な方法については回答②のとおり、品質管理の方法について検査の上、工事計画の要目表記載の有無等によって、検査の方法が異なります。

ケーブルの敷設に関する確認方法については、ご指摘のありました本年1月6日の原子力規制委員会における議事録のとおり、現時点において、柏崎刈羽原子力発電所の場合、その他の発電所と異なる確認方法で使用前検査を実施する予定はありません。1月定例会においては、工事計画認可対象設備一般として述べたものであり、お詫びと共に訂正させて頂きます。

② 田中委員長は「安全確保の第一責任は事業者にある」と繰り返し発言しています。

事業者の安全確保に、絶対の信頼がもてない場合もあるように思いますが、規制庁は、工事計画認可申請書に書かれている内容の確認検査を、どのように行うのでしょうか。

② 回答

認可又は届出された工事計画認可申請書どおりに工事が行われているかどう

かについては、原子炉等規制法及び関連規則等の規定に基づいて、原子力規制 委員会(原子力規制庁)の検査官が、使用前検査において、立会又は受検者の 記録を確認する方法により行っています。

また、より具体的な使用前検査の方法や合否の判断については、平成27年3月11日の原子力規制委員会に原子力規制庁から報告した資料「実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について」に記載のとおりです。

(参考)

平成 26 年度第 62 回原子力規制委員会 資料 1

「実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について」(抜粋)

2. 使用前検査の方法

(1) 品質管理の方法等に関する使用前検査

対象設備について、事業者の品質管理のもとで工事・検査に係る保安活動が 適切に実施されているか、共通事項を確認する。

具体的には、工事計画に記載された品質管理の方法等のうち工事・検査に係る共通事項について、品質保証実施組織、保安活動の計画、実施、評価、改善の各項目に対して監査的な手法により、工事計画に従って行われていることを設備横断的に確認する。

なお、事業者の品質管理の実施状況については、保安検査、定期安全管理審査においても同様に確認していることから、重複を避け、使用前検査対象範囲の工事・検査に係る品質管理の状況に重点をおいて確認する。

また、同発電所で別号機の申請があった場合等においては、重複を避け、既に確認した号機の品質管理の方法等と異なる点に重点をおいて確認する。

(2) 安全機能を有する主要な設備の使用前検査

安全機能を有する主要な設備(工事計画の要目表※1に記載された設備)に ついては、設備の構造、機能、性能等に係る検査を実施する。

本検査については、立会と記録確認の程度を設備の重要度に応じて原子力規制庁が定める実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領(以下「運用要領」という。)に従い立会又は記録確認により実施する。

立会の程度については、(1)の検査により、事業者が行った適合性確認の 実施の適切性について横断的な確認も行うことを踏まえ、実効的な検査とな るよう立会の程度を全体的に見直すとともに、記録確認の方法については、 事業者が確認した結果を確認する※2こととして、運用要領を改正する。 ※1 工事計画において主要な設備の名称、種類、個数、材料、寸法、機能・性能の仕様等を一覧表として記載したもの。

※2 例えば、事業者の記録に含まれる材料証明書等の詳細な内容の確認は事業 者が行い、原子力規制庁は事業者が確認した結果を確認する。

(3) 安全機能を有する主要な設備以外の設備※3の使用前検査

安全機能を有する主要な設備以外の設備については、工事計画の基本設計方 針※4に記載された事項について、事業者が行った適合性確認の適切性につい て、設備ごとに事業者の記録等により確認するとともに、事業者の記録と現 物の状態の整合性を抜取りにより確認する。

具体的な確認方法については、設備ごとに適宜類型化した単位で、使用前検 香実施要領書を策定する。

※3 工事計画で要目表の記載が要求されない、基本設計方針のみが記載される設備をいう。

※4 設備に対して設計上求める機能を記載したもの。

3. 合否の判断

使用前検査において、工事計画に従って行われていないこと又は技術基準に 適合していないことを確認した場合は、不合格とする等の対応を行う。

また、抜取り確認により技術基準への不適合が認められる場合には、同様の工事計画の下に工事が行われた箇所全体を不合格とする等の対応を行う。

なお、使用前検査合格後に、技術基準に違反することが判明した場合には、 違反の内容及び程度、施設の状況等を踏まえつつ、法第43条の3の23第1 項に基づく実用発電用原子炉施設の使用の停止等、保安のために必要な措置を 命ずること等により対処する。